

11 中期計画、年度計画

11.1 独立行政法人通信総合研究所が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営

- (1) 研究単位をフラットな構造とし、機動的で自律的な研究体制を構築する。
- (2) 國際的な研究リーダを擁したり、時限付きで産学官の人材を結集する等の柔軟な研究組織の活用を行う。
- (3) 研究開発成果の発信と、社会への還元を効率的に行うため、研究連携、成果管理、技術移転等にかかる組織を整備する。
- (4) 研究運営及び研究計画・成果等に関し、公正な評価を受けて業務の適正化・効率化を図るため、外部からの助言を得る。
- (5) 研究所の活動・運営全般についての内部評価システムを確立し、中期計画、年度計画の実施状況を定期的にチェック、研究計画の変更等に合わせて臨機応変に、研究リソースの配分、研究体制の改革を実施する。
- (6) 理事長の指導力が發揮できる意思決定システムを整備するとともに各部門へ適切に裁量を付与する。
- (7) 効率的な業務遂行体制を整備するため、総務・企画及び研究支援の各業務について、役割の明確化を実施する。
- (8) 調達等の業務の効率化のため、下部への決裁権限の適切な委譲、決裁の簡略化を確實に推進するとともに、地方組織の総務業務のうち可能な部分を本所に集約する。
- (9) 情報技術を適切に導入することにより、調達等の業務の効率化、手続の迅速化を推進する。
- (10) ペーパーレス化、水光熱費等の節約を推進する。

2 効率的な人員の活用

- (1) 業務の効率化のため、人員配置の重点化、適正化を推進する。
- (2) 任期付き研究者、非常勤研究者の採用等の採用方法の多様化、研究者の流動化を推進する。
- (3) 広く優秀な人材を確保するため、研究リーダを含めた研究者の採用に当たっては、公募制等の活用を推進する。
- (4) 研究開発業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展のため、技術者の確保及び技能の向上を推進する。
- (5) 総務や企画、研究支援等の業務についてアウトソーシングを適切に実施し、派遣要員等を活用する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 「情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発」及び「宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの」に関する事項

- (1) 重点研究開発分野の設定
 - ア 次世代情報通信基盤技術の研究開発
 - イ 無線通信システム技術の研究開発
 - ウ 電磁波計測・応用技術の研究開発
 - エ 情報通信基礎技術の研究
- (2) 研究開発計画
 - ア 次世代情報通信基盤技術の研究開発
 - (ア) ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発

情報通信システムと人間が接するヒューマンインターフェースやコンテンツ基盤技術を人間中心の立場から見直し、新たな技術を確立するとともに、モデルシステムを実現する。人間の情報のやり取りの特質に関する基礎的な研究開発及び、バリアフリー通信技術、言語処理・伝達技術、仮想空間構築技術の

3つの技術を柱とした基盤技術の研究開発を実施する。

(イ) 次世代プラットフォーム技術の研究開発

インターネットの高速化、高品質化などに資する次世代プラットフォーム技術の研究開発を実施する。

インターネットの伝送速度が、端末間で毎秒数ギガビット（Gb）を超える高速化の実現を目指した研究開発を実施する。さらに、各種流通コンテンツにおける品質保証、ネットワーク制御、高精度メディア同期プロトコル等の次世代プラットフォーム技術の研究開発を実施するとともに、テストベッドを用いた実証実験を行い、その結果を研究開発にフィードバックする。

(カ) ペタビット級フォトニックネットワーク基礎技術の研究開発

あらゆるコミュニケーションの情報伝送ニーズを満たすことを可能とする、ペタビット級の通信容量を実現するフォトニックネットワーク基礎技術の研究開発を実施する。

- A 光の属性を極限まで利用して多重・長距離伝送を実現するフォトニックリンク技術、ノードにおける転送・処理を光領域で超高速に実現するフォトニックノード技術及び有線・無線を問わず高速アクセスを可能とするフォトニックアクセス技術等の研究開発を実施する。
- B 高信頼かつ高効率な情報通信を提供するバックボーンネットワークの構築技術及びネットワークのダイナミック制御技術の研究開発を実施する。

(イ) 情報通信危機管理基盤技術の研究開発

サイバーテロや非常災害時におけるセキュリティ確保のための危機管理技術及び、非常災害時におけるマルチメディア情報登録・検索等の通信アクセス技術からなる「危機管理及び非常時通信機構のモデル」を総合的に研究開発し、年間2回以上のデモ実験の実施によりモデルの有効性を確認し、国際的な標準化へ貢献する。

イ 無線通信システム技術の研究開発

(ア) マルチメディア無線通信ネットワークの研究開発

- A ミリ波帯電波により最大でギガヘルツ程度の広い周波数帯域を用いて複数の無線サービスを一括して効率的にユーザに伝送する技術、誰もが容易にマルチメディア情報を利用できるようにするためにミリ波帯ウェアラブル無線通信技術及びその基盤となるミリ波帯の装置化技術の研究開発を総合的に実施する。
- B 複数の異なる種類の無線通信システム間を意識することなく選択・利用できるようにするために、複数の異なる無線システムから最適なものを検出・選択する技術、異なる無線システム間の切替技術などの要素技術の開発を行い、複数種類の無線システム間切替を実証する。
- C 地上との間で広帯域の無線アクセス系を構成する複数の成層圏プラットフォーム間を超高速光無線リンクにより結び、すべて無線でネットワーク化するための超高速の光無線通信技術及びネットワーク制御技術の研究開発を実施する。

(イ) 超高速衛星通信システムの研究開発

- A Kaバンドを用いたギガビットクラスの超高速衛星通信技術の開発を行い、技術実証のための超高速通信衛星に実証用通信機器を搭載し、高速インターネットを含めた衛星マルチメディアサービスの実現をめざした様々な利用実験と技術実証を実施する。

超小型地球局から衛星へのアクセスを可能にするため、衛星に大型アンテナを搭載した技術試験衛星（ETS-VIII）用の搭載通信機器を開発し、実証実験を実施する。

- B 将来の超高速衛星通信のためのミリ波通信及び光通信技術の研究開発を実施する。光通信技術においては、深宇宙通信等超長距離通信への応用のための技術開発を実施する。地上から衛星へのアクセスを容易にする高仰角衛星通信システムのための基盤技術の研究開発を実施する。

(カ) 宇宙通信システム基盤技術の研究

宇宙での実運用システムの安全性及び信頼性を確保するとともに宇宙での電波や軌道位置等のリソースを有効に利用するための軌道の監視・制御技術等の研究開発を実施する。故障衛星の検査、修理などに必要な小型衛星を用いた宇宙における遠隔検査・操作等の基盤技術の研究開発を実施する。

ウ 電磁波計測・応用技術の研究開発

(ア) リモートセンシング技術の研究開発

当所が高い技術蓄積を有するレーダー、ライダーなどの先端的なリモートセンシング技術をもとに、大気成分、雲・降水、風、地表・海面等を広範囲かつ高精度で測定する革新的な計測技術を開発するとともにその応用技術の研究開発を実施する。

- A 革新的衛星搭載センサの開発と実証を行い、地球規模の変動現象の予測に対応するためのグローバル計測技術の研究開発を実施する。
- B 地上あるいは航空機からの先端的なリモートセンシングによる高精度観測技術及び災害監視・予測技術等の研究開発を総合的に実施する。

(イ) 宇宙天気予報の研究開発

宇宙天気予報に必要な宇宙環境の監視・予測技術に関する先端的な研究開発を行う。

- A 太陽、太陽風、磁気圏対流、電離圏じょう乱等について、独自の観測、ネットワークを通じて準リアルタイムで観測データを取得可能な「宇宙天気モニタリングシステム」及び「宇宙天気シミュレータ」の開発を実施する。
- B 太陽定点観測衛星に必要な観測装置や高機能データ処理装置の研究開発を実施する。
- C 太陽・太陽風観測のための、電波分光技術の高度化及び可視・赤外域における偏光及び分光計測技術の開発、極域HFレーダーの開発、地磁気や太陽活動等に関する国際共同観測を実施する。

(ウ) 時空標準に関する研究開発

- A 時間・周波数標準システムの10-15台までの高精度化、高信頼化、多様化のための基盤技術の研究開発を実施する。アジア太平洋地域の時間・周波数標準分野の中心的な研究機関として国際的に貢献する。
- B 一般利用者に対しサ - ピスを提供する時刻認証事業者の時刻を日本標準時を基準に認証し、情報の「いつ」の属性の信頼性を確立するために必要な電子時刻認証システムに関する研究開発を実施する。
- C 宇宙空間における時空の基準座標系を確立するための時間及び周波数の標準技術と宇宙測位技術を総合して時空標準座標系を構築するための基盤技術の研究開発を実施する。

エ 情報通信基礎技術の研究

(ア) バイオコミュニケーション技術の研究

- A 生物の情報処理・伝達機能の解明を進め、生体の優れた機能や進化・適応・免疫等の巧みな情報処理・伝達などの機能を情報処理モデル化し、計算機上で実現するための基礎技術の研究開発を実施する。
- B 生物実体に基づき生体情報機能を解明するための先端的な観測・計測技術を開発し、その計測結果に基づいて、細胞内的情報伝達・処理機能のモデル化を実施する。タンパク質モータの自己調節機能を情報通信に応用するための基礎研究を実施する。
- C 脳機能計測における、非侵襲計測技術を用いてヒトの視覚的注意に関する脳領域の同定を実施する。また脳機能解析に基づく言語認識情報処理モデルなどヒトの高次知的機能の脳内メカニズムの解明を通じた人に優しい情報通信インターフェース技術の基礎研究を実施する。

(イ) 情報通信デバイスのための新機能・極限技術の研究

- A 超高速かつ極低消費電力で動作する情報通信デバイスの実現に向け、ナノテクノロジを用いた数100nmサイズの素子や超伝導技術を用いた10000素子程度の集積回路のための基礎技術を開発する。
- B レーザ光の制御技術を用いた極限的な光源やテラヘルツ帯の高輝度な光源技術の基礎研究を実施する。
- C 原子光学を用いた超精密分光技術の基礎研究を実施する。

(ウ) 光通信基礎技術の研究

- A 光通信の高速化・大容量化に不可欠な100GHz級の高効率光変調素子などの光デバイス技術、アイセイフ(目に安全)な光空間通信及び光波制御技術等の研究開発を実施する。
- B 電波を基準として、光周波数の絶対標準を確立するとともに、それに基づく相対標準を供給するための技術の研究開発を実施する。

C 情報通信における飛躍的な技術革新が見込まれる量子情報通信技術に関して、単一光子及び相關光子対を用いる量子信号伝送などの基礎技術の研究開発を実施する。

2 「周波数標準値の設定、標準電波の発射、及び標準時の通報」、「電波の伝わり方について、観測の実施、予報及び異常にに関する警報の送信、並びにその他の通報の実施」、「無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正」及びこれらの業務に関連して「必要な技術の調査、研究及び開発」に関する事項

(1) 周波数標準値の設定・標準電波の発射・標準時の通報

ア 通信総合研究所が発生する協定世界時（UTC（CRL））と世界標準の協定世界時（UTC）の時刻差10ns以内を維持する。UTCの構築と各国の標準時との時刻差測定のため、GPS等を用いた国際時刻比較ネットワークに参加し、国際度量衡局（BIPM）へデータを提供する。

イ 受託等に基づいて、長波の標準電波により周波数情報及び時刻情報を供給する。また、電話回線を利用して“テレホンJJY”等により時刻情報の提供を実施する。

ウ 日本の周波数国家標準を有する機関として、国際的にも承認されるトレーサビリティシステムを構築する。衛星による双方向時刻比較、ネットワーク時代に即した標準時の供給方法の開発等を実施する。

(2) 電波の伝わり方の観測及び予報・警報の送信・通報

ア 電波の伝わり方に重要な影響を与える電離圏の変動を定期的に観測し、宇宙通信、放送、航空保安、測位等の諸機関に、電離圏観測データを供給するとともに、観測法及びデータ供給法について開発等を実施する。観測データは、観測後15分以内でインターネット等により公開する。国際学術連合の組織である電離圏世界資料センターの一つとして、他の世界データセンターとデータ交換を実施する。

イ 電波の伝わり方に影響を与える太陽活動度、地磁気活動度、太陽プロトン現象などの宇宙環境の変動に関する情報を、電話サービス、FAX、電子メール、ホームページなどのメディアを通じて通報する。

ウ 観測装置の保守点検の外部委託、観測の自動化やネットワーク制御及びデータベースの拡充を進め、観測業務やデータ提供業務を省力化し、ユーザの要求に迅速に対応したデータ提供を実施する。

(3) 無線設備の機器の試験・較正

ア 無線設備の機器の試験・較正

無線機器の試験等に使用する測定器の較正を実施する。また、これら試験及び較正に必要な設備の整備・改良を実施する。無線設備の機器の較正において、申請受付から標準として2週間以内に較正結果を送付する。

イ 良質なサービス提供のための業務

ミリ波帯等、より高い周波数帯における多様な無線設備や情報機器に対応するために、必要な装置を整備し、試験・較正方法を開発する。

3 「成果の普及」に関する事項

(1) 広報・普及

ア 新聞など報道機関への研究成果等の発表を更に積極的に実施する。

イ 研究成果の誌上・口頭を含む論文発表を量・質ともに向上させる。

ウ 所外一般向け広報誌の効果的な配布を推進する。インターネットによる情報公開・情報提供を積極的に推進するとともに、広く意見聴取を行う。

エ 研究発表会、施設一般公開や科学技術講演会等を継続的に実施する。

オ 各種展示会に積極的に出展する。

カ 視察・見学者の受け入れを積極的に推進する。研究成果等の展示スペースを所内に整備する。

(2) 出版・図書

ア 学術的書籍の出版、通信総合研究所機関誌などを充実する。

イ 図書施設の充実を図る。電子図書システムの導入、一般への図書閲覧等を検討し、方針を確立する。

(3) 知的所有権

ア 特許出願、登録及び使用許諾等の総合的な特許戦略の策定を行い、それを踏まえて特許関連施策を積極的に推進する。

- イ 研究成果からの特許の発掘、特許相談の実施、特許に関する講習会や研修などを実施する。
 - ウ 発明者の特許取得に対する報償を適切に実施する。
 - エ 外部コンサルタント等による特許可能性・市場性の調査を実施することを検討し、実施方針を確立する。
 - オ 迅速に権利侵害等に対し対処を行う体制について検討し、方針を確立する。
- (4) 技術移転・展開
- ア 保有特許を産業界等が容易に検索できるように、特許情報、製品化例紹介などの発行、ホームページ掲載を実施する。
 - イ 特許フェア等の展示会への参加等を積極的に推進する。
 - ウ 特許の実施許諾方針を広く公開し、特許実施を推進する。
 - エ 研究成果を産業界が活用する場合等の技術コンサルティングの実施及び当所の研究者が、自分の成果とともに、起業する場合の支援制度について検討し、方針を決定する。
- (5) 国際標準化への寄与
- ア 民間との適切な役割分担及び協力のもと、国際標準化のための会議に継続して出席し、国際標準化活動に寄与する。
 - イ 国際標準化のための会議への寄与文書の提出等、国際標準にかかわる技術の提案を積極的に実施し、その数を増加させる。
- (6) 各種審議会等への参画
- ア 各種審議会等に参画し、国の施策等の策定に技術的サポートを実施する。
 - イ 各種審議会等への寄与文書、調査支援に積極的に寄与する。
- (7) データの公開
- ア 研究開発で得られる各種データの公開・提供を継続的に実施する。
 - イ 利用者が望む形式でのデータ提供を推進する。

4 その他の事項

(1) 受託等に基づく業務

受託業務は本来業務との整合性を考慮しつつ、相乗効果が生じるように配慮して推進する。

ア 国からの受託等に基づく業務

- (ア) 技術試験事務、電磁環境構築技術の開発等の電波利用料財源による国からの受託業務について、継続的かつ確実に実施し、所定の成果をあげることにより、国の情報通信行政に貢献する。
- (イ) 型式検定に係る試験事務及び研究開発業務等を国からの受託等により確実に実施し、研究所のもつ技術ポテンシャルを社会へ還元する。

イ 国や公的機関などの競争的研究費等による研究

- (ア) 国や公的機関などの各種競争的資金等は、積極的に獲得に努め、有効な運用を図るとともに、研究開発の活性化に役立てる。
- (イ) 民間からの受託は、当所の研究内容との整合性、研究施設や研究者等のリソース配分を考慮して実施する。

(2) 研究交流

ア 共同研究

- (ア) 産学官の研究者を結集して研究開発プロジェクトを推進するためのコーディネータ機能を果たすとともに、外に開かれた研究環境の提供を実施する。
- (イ) 国際連携を重要な戦略として位置付け、研究活動のグローバルな展開を推進する。国内外の研究機関と広く連携をとり、研究開発を推進する。
- (ウ) 外部機関との、委託・受託などの多様な形態による共同研究について、関係機関との競合関係にも配慮しつつ、役割分担を行い、効率的、効果的に推進するとともに、共同研究において研究所の研究施設・設備の外部研究者による利用を推進する。
- (エ) 共同研究テーマや共同研究先については、透明性を確保する。

イ 国内、国際研究集会への派遣

- (ア) 国内外で開催される研究集会への研究者の出席をより一層積極的に進め、研究成果の発信、情報交換を活発に実施する。
- (イ) 海外研究集会の発表等のための派遣を積極的に推進する。

ウ 国内、国際研究集会の開催

国際的に認められる中核的研究機関を目指し、国内・国際研究集会を自ら開催する。特に、国内外の研究者に広く認められる定例シンポジウムを開催する。

エ 国内、国外の研究機関の中・長期派遣

研究者の研究能力の向上、他機関との研究協力、技術指導を目的として研究者の国内、国外の研究機関への中・長期派遣を積極的に実施する。

オ 学会、研究調査委員会等への寄与

- (ア) 関連する学会・研究調査委員会等への役員・委員の派遣、運営への寄与、資料・データの提出などの協力をを行い、積極的に貢献する。

- (イ) 学会等の理事長、理事、委員長、幹事等を積極的に担う。

カ 国内、海外の研究者の受入れ

- (ア) 優秀な流動研究者を広く集められるよう、待遇・研究環境面を充実させる。

- (イ) 積極的に外国研究者の受入れを進めるとともに、生活環境面を含めた支援体制を整備する。

- (ウ) 世界トップクラスの研究者をも招へいできるよう、招へい型任期付き採用の弾力的運用について努力する。

- (エ) 国内外研究者の短期滞在についても、柔軟で開放的な招へい制度の充実を図る。

(3) 研究者・技術者等の育成

ア 連携大学院、研修生の受入れ

- (ア) 大学と協力して連携大学院を進め、大学院教育に寄与するとともに、人材の育成に貢献する。

- (イ) 上記の連携大学院以外の大学院生等についても、研修生として受け入れ、人材の育成に貢献する。

- (ウ) 研究所で研究を行う大学院生等に対するリサーチアシスタントなどの制度の導入について検討し、方針を確立する。

イ 民間の研究者・技術者の受け入れ

民間の研究者・技術者を受け入れることにより、研究指導を行い、技術移転を推進する。

(4) 所内情報化の推進

ア 情報ネットワーク

インターネット利用実験を含め幅広いネットワーク需要に対応できる所内ネットワークの構築及びインターネットの運用体制を強化する。

イ 情報技術

事務作業、情報伝達のオンライン化を進めることにより、調達等の事務の効率化、手続の迅速化、情報の効率的な利用を推進する。集約された情報を経営戦略立案、意思決定に活用する。

ウ 安全の確保

情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保し、さらに攻撃を防御・検出するシステムを整備する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

予算、収支計画及び資金計画については別添1による。

第4 短期借入金の限度額

各年度の運営交付金等の交付期日にそれが生じることが想定されるため、短期借入金を借り入れができるとし、その限度額を12億円とする。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし。

第6 剰余金の使途

- 1 広報や成果発表、成果展示等に係る経費
- 2 知的財産管理、技術移転促進等に係る経費
- 3 職場環境改善等に係る経費

第7 独立行政法人通信総合研究所に関する省令で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画
中期計画を達成するために必要な別添2に掲げる施設・設備の更新・更改を適切に実施する。

- 2 人事に関する計画（別添3）

- 3 その他研究所の業務の運営に関する必要な事項

- (1) 施設の整備、維持管理
 - ア 本所等の施設設備、インフラ整備についてマスター・プランの策定を行い、整備を推進する。
 - イ 施設の維持管理について、安全管理を重視し、効率化のためのアウトソーシングの検討を行い実施する。
 - ウ 庁舎セキュリティ方針の目標の明確化、実施組織の役割及び責任範囲の明確化を図る。管理運用マニュアルを策定・実施する。
- (2) 環境保護
 - 環境の改善計画、実践、点検、対策について検討し、組織として環境ISOの認証を取得するための方針を確定する。
- (3) 適切な労働環境の確保
 - ア 安全衛生管理組織体制、実施状況、災害発生状況等の調査を実施し、安全衛生マネジメントシステムの検討、安全衛生方針の計画・目標を策定する。
 - イ セクシャルハラスメント、メンタルヘルス等についての検討並びに管理運営体制を確立する。
 - ウ 安全衛生に対する講習会の実施、安全学習の啓もうや適正資格取得の奨励を図る。
- (4) 危機管理
 - 危機管理体制を整備するとともに、危機管理マニュアルの作成、職員に対する訓練等の実施、講演会の開催などを実施する。
- (5) 地域等との円滑な関係促進
 - ア 近隣公共機関との連携強化と地域社会への貢献について年次計画の策定を行い実施する。
 - イ 近隣地域と学校を対象とした科学技術の普及活動について検討し実施する。
 - ウ 各種問題に係る渉外事項の検討を実施し、専門家との連携強化体制を整備する。

別添1

予算計画、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金 ^{注1}	104,509
施設整備費補助金	6,415
無利子借入金	7,900
受託収入 ^{注2}	40,734
その他の収入 ^{注2}	56
計	159,613
支出	
業務経費	70,209
うち 研究業務関係経費	69,202
定常業務関係経費	1,007
施設整備費	9,048
受託経費	40,734
うち 電波利用料財源関係経費	36,482
その他経費	4,252
借入償還金	5,267
一般管理費	34,356
計	159,613

[人件費の見積り]

期間中総額17,007百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

直前の年度における独立行政法人の業務に関する国庫予算（当初）の総額 × 効率化係数 × 消費者物価指数 × 政策係数

[注記1] 前提条件として、下記の数値をもとに仮定計算

- ・効率化係数：0.99（5年間で5%の経費削減目標）
- ・政策係数：1.07
- ・消費者物価指数：1.00（想定）

[注記2] 受託収入のうち、電波利用料財源関係受託収入及び型式検定関係受託収入は、平成13年度予算額 × 5年間として算出しており、この額は今後変動する可能性がある。

2 収支計画

平成13年度～平成17年度収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	104,116
経常費用	104,116
研究業務費	15,916
定常業務費	275
電波利用料業務費	8,026
その他受託関係経費	935
一般管理費	34,356
減価償却費	44,609
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	118,733
運営費交付金収益	50,491
受託収入	40,734
その他収入	56
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	27,453
財務収益	0
臨時利益	0
純利益	14,617
目的積立金取崩額	0
総利益	14,617

[注記] 受託収入で取得した資産は、減価償却等を通じて費用計上されるため、未償却残高見合が利益として計上される。

[注記] 当法人における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとし、その全額について運営費交付金を財源とすることを想定している。平成13年度に必要な退職金×5年分で算定しているが、各年度ごとに応じた退職金支給額が妥当であり、各年度ごとに要求を行うものである。

3 資金計画

平成13年度～平成17年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	159,613
業務活動による支出	59,510
投資活動による支出	94,836
財務活動による支出	5,267
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	159,613
業務活動による収入	145,299
運営費交付金による収入	104,509
受託収入	40,734
その他収入	56
投資活動による収入	6,415
施設費による収入	6,415
その他の収入	0
財務活動による収入	7,900
無利子借入金による収入	7,900
その他の収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

別添2**施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
(1) ヒューマンコミュニケーション技術研究装置等の次世代情報通信基盤技術の研究開発に必要な施設・設備		施設整備費補助金
(2) 超高速衛星通信技術研究装置等の無線通信システム技術の研究開発に必要な施設・設備		無利子借入金
(3) リモートセンシング技術研究装置等の電磁波計測・応用技術の研究開発に必要な施設・設備		
(4) バイオコミュニケーション技術研究装置等の情報通信基礎技術の研究に必要な施設・設備		
(5) 電離層観測装置、所内安全対策施設等のその他業務、研究所運営に必要な施設・設備	計 9,048	

(注記) 予定額については、平成13年度予算を基準に想定したものであり、業務の実施状況、技術革新の状況等の要因により、増減し得るものである。

別添3**人事に関する計画****1 方針**

- (1) 平成13年度より、任期付任用の活用を積極的に進める。
- (2) 機動的な研究プロジェクトの推進や、効率的・効果的な業務の遂行のため、人員配置の重点化に努力する。
- (3) 研究者の適性に合わせたキャリアパスを設定し、適切な配置、待遇を実施する。
- (4) すべての職員について、業務の効率化のため勤務時間制度の一層の弾力化を検討する。

2 人員に係る指標

- (1) 情報通信技術に係る研究開発業務の急速な増大が見込まれるが、期首に比べ期末の常勤職員数を大幅に増加させないこととする。さらに、総務業務の職員数については、期首に比べ期末において増加させないこととする。
- (2) 研究部門の研究者中の任期付き研究者の割合を5%程度とする。

(参考1) 常勤職員の状況

- 1) 期初の常勤職員数 422人
- 2) 期末の常勤職員数の見込み 422人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 17,007百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

3 人材の養成等に関する計画

- (1) 研究マネージャ、研究リーダのマネジメント能力の育成のため、管理職用の研修・訓練を実施する。
- (2) 総務、研究支援業務などの職員についても、能力向上のための研修・訓練を実施。業務の推進に必要な資格の取得を促進する。
- (3) 新規採用の職員を含め、外部から参加する研究者等に対して、独立行政法人の職員として業務に堪能できるよう、新入者研修を充実させる。
- (4) 研究者を対象に、特許取得などに関する研修会などをを行い、研究成果発出の能力の向上に努力する。
- (5) 研究者のサバティカル・リープ制度の導入について検討し、方針を確立する。